

公益財団法人土佐育英協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、公益財団法人土佐育英協会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的、補助対象事業及び補助額の範囲)

第2条 県は、県内の有為な人材の育成助長を図るため、公益財団法人土佐育英協会（以下「補助事業者」という。）が行う別表に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助金の交付の申請)

第3条 規則第3条第1項の補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、1通を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる関係書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (3) 奨学資金貸与規程
- (4) 県税の滞納がない旨を証する納税証明書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条第1項の規定による申請が適当であり、補助事業者が県税の納税義務者である場合に県税の滞納がないと認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- (1) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この条において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(補助金の交付の決定の取消し)

第5条 知事は、補助事業者が前条各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の

決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、第4条各号に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第2号様式により知事の承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更の申請)

第7条 補助金の交付の決定通知を受けた後、補助事業の内容を変更し、補助金の交付決定額の変更の承認を受けようとする場合は、当該年度途中速やかに別記第3号様式による変更承認申請書を知事に提出しなければならない。

(概算払の請求)

第8条 補助事業者は、規則第14条ただし書の規定に基づき、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第4号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業者は、収支予算書又はこれに代わる書類を添付し、翌年度の4月15日までにそれぞれ1通を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第6条第9号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、第6条第9号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第11条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に務めるものとする。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。なお、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第6条第5号から第8号まで、第9条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年5月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月22日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の公益財団法人土佐育英協会補助金交付要綱第3条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

別表（第2条関係）

補助対象事業	内 容	補助率
奨学資金貸与事業	当該年度に貸与する額から前年度返還額を差し引いた額（以下「不足額」という。）及び本事業に要する職員人件費及び事務費（以下「職員人件費等」という。）。ただし、返還額が貸与額を上回ることによって生じた剰余額の累計が不足額を上回っている間は、職員人件費等のみとし、剰余額の累計が不足額を下回っている場合は、不足額から剰余額を差し引いた額及び職員人件費等とする。	不足額又は不足額から剰余額を差し引いた額は、定額 職員人件費等は、当該年度の職員人件費等の総額の2分の1
学生寮施設改修事業	設置運営する学生寮施設の改修のために必要となる額	定額

別記

第1号様式（第3条関係）

補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び公益財団法人土佐育英協会補助金交付要綱第3条第1項の規定により、令和 年度公益財団法人土佐育英協会補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助事業の目的及び内容

2 補助金交付額及び算出基礎

(1) 補助金交付額 円

(2) 算出基礎

3 補助事業の遂行計画

(1) 補助事業の着手年月日 令和 年 月 日

(2) 補助事業の完了予定期日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請書 住所

氏名

生年月日

第2号様式（第6条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

申請者 住所
氏名

補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定（変更決定）を受けました公益財団法人土佐育英協会補助金について、下記のとおり中止（廃止）したので、公益財団法人土佐育英協会補助金交付要綱第6条第3号の規定により、その承認を申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

令和 年 月 日

補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました令和 年度公益財団法人土佐育英協会補助金について、変更の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更理由

2 補助金変更交付額及び算出基礎

(1) 補助金変更交付額	円
・既交付決定額	円
・変更後交付申請額	円
・増減額	円

(2) 算出基礎

3 補助事業の遂行計画

(1) 補助事業の着手年月日 令和 年 月 日

(2) 補助事業の完了予定期日 令和 年 月 日

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所

氏 名

第4号様式（第8条関係）

概算払請求書

金

円

公益財団法人土佐育英協会補助金交付要綱第8条の規定により、令和 年度公益財団法人土佐育英協会補助金（高知県指令 第 号）を概算交付されるよう請求します。

記

補助金交付決定額 円

既 交 付 額 円

今 回 請 求 額 円

請求内訳

（奨学資金「 月から 月分まで」 円）

（事務費「 ー 期分」 円）

（学生寮施設改修事業費 円）

令和 年 月 日

高知県知事 様

請求者 住 所

氏 名

4 事務費（支払内訳）

5 学生寮施設改修事業

添付資料 支払を証する書類

高知県知事

様

住所

氏名

公益財団法人土佐育英協会補助金に係る消費税仕入控除税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定を受けました公益財団法人土佐育英協会補助金について、公益財団法人土佐育英協会補助金交付要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 該当事業

2 内容

高知県補助金等交付規則第12条に基づく補助金の確定額 (補助金交付決定額)	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b) - (a) 円

(注) 参考となる資料を添えてください。